様式第4号（第12条第3項関係）

希少種の分布情報提供不可回答書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　様

年　　月　　日付けで申請のあった希少種の分布情報提供依頼については、下記の理由により提供不可と決定しましたので、日南町希少野生生物分布情報の管理及び利用要綱第12条第3項の規定により回答します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 理由 |  |

教示

1　この処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、日南町長に対して審査請求することができる。審査請求は、行政不服審査法第18条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内又はこの処分があった日の翌日から起算して1年以内にすることができる。なお、不服申立て先は日南町役場住民課とする。

2　この処分の取り消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第8条及び第11条の規定により、日南町を被告として（訴訟において日南町を代表する者は日南町長となる。）提起することができる。取消訴訟は、行政事件訴訟法第14条の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内又はこの処分若しくは決裁の日から起算して1年以内にすることができる。